

質問区分	質問	回答
A申請について		
A1	山梨県内で実質的に1年以上事業を実施していますが、補助金を用いて設備導入したい事業所は営業開始から1年未満です。この場合は補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。設備を導入しようとする事業所においても、1年以上の事業実施をしている必要があります。1年に満たない場合は補助対象外です。
A2	省エネ設備について、例えばLED照明設備と高効率空調など、異なる設備を併せて申請することはできますか。	申請可能です。
A3	要領9ページの事業所について「過去に交付決定を受けたことがある福祉施設・医療機関についても、事業区分(省エネ・再エネ)に関わらず、申請することができる」とは、具体的にどのような場合でしょうか。	(例1) 過去に1階部分のみLED化の交付決定を受けた場合であって、今回同一建物の2階部分をLED化をする場合。 (例2) 過去に空調設備について交付決定を受けた場合であって、今回は冷凍冷蔵設備を更新したい場合。 などが考えられます。
A4	補助事業計画書(添付様式第1-1号)の『7 事業効果』で記入する「既存設備の年間エネルギーコスト実績」及び「導入設備の年間エネルギーコスト削減見込額」の算出はどのようにしたら良いですか。	事業所の実態に応じて、合理的な方法で算出してください。なお、算出にあたっては、次のことを参考にしてください。 ・電気等の使用量：当該設備の稼働時間や消費電力等から算出する方法など ・電気料金等の単価：請求書等を利用し、請求額と電気等使用量から単価を算出する方法など ①既存設備は、過去1年間の請求書に基づく単価 ②導入設備は、直近(R7年3月など)の請求書に基づく単価 ・年間エネルギーコスト = 電気等使用量 × 単価 ※設備の更新前後において稼働条件及び単価は統一して計算してください。 ※事業所全体の電気等使用量(請求書等の実績値)と比較し、事業所全体に対する割合が適切か確認してください。 ※審査のため、算出根拠資料の提出を求められますので、求めに応じられるようご準備ください。
A5	事前着手届を提出したい場合は、いつ出せばよいですか。	令和7年4月21日以降から、交付決定の前までに提出していただく必要があります。 交付申請書と同時に提出するか、申請書を既に提出している場合は交付決定までに事前着手届(様式第6号)を単独で提出してください。
A6	令和7年4月21日以前に設置した設備は対象ですか。	令和7年3月4日以降に契約(発注)、工事、支払及び既存設備を撤去し、尚且つ申請に必要な書類が全て提出できる場合に限り事前着手届提出をもって申請は可能です。
A7	交付決定後に導入する設備や設置場所、台数等を変更してもよいですか。	申請があった設備について省エネ効果等の審査を行ったうえで交付決定しますので、交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局」へ変更の内容を連絡し、事務局の案内に従って資料を提出してください。審査によっては、変更を認めないこともあります。補助対象事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の軽微な変更であっても事務局への事前連絡を行うようにしてください。 以上の手続きがなく、実績変更時に変更の事実が判明した場合は、交付決定の取り消しや補助金が不支給となる場合があります。
A8	導入設備の耐用年数期間(処分制限期間)はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)をご参照願います。 (参考) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015
A9	郵送ではなく、事務局や県庁への持ち込み等でも受け付け可能でしょうか。	郵送以外の提出は受け付けておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。
A10	書類に不備があった場合は、どのようになりますか。	提出書類に不足があった場合は、申請内容の確認及び審査ができないため、不交付の決定をする場合がありますので、チェックリストを利用して書類に不足がないように提出してください。 また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は、相当額を減額した上で交付決定しますので、わかりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカーや注意書きの記入などをするとともに、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。 省エネ補助金事務局等から不備連絡には期限を設けます。速やかに対応いただけない場合には不交付決定することがありますので、速やかに対応してください。
A11	既に契約や発注が済んでいるものは申請できますか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりませんが、事前着手届(様式第6号)を提出している場合は、この限りではありません。ただし令和7年3月4日以降に着手した事業が対象となります。
A12	県税に未納がない旨の証明書はどこで取得できますか。	「県税(個人県民税・地方消費税を除く)に未納がない証明」の交付請求は、総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課で行うことができます。 なお、交付の際に、1件につき400円の収入証紙(交付手数料)が必要です。詳しくは、下記県税事務所ホームページを確認してください。 【納税証明書の交付手続きについて】 https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html
A13	県税に未納がない旨の証明書は、原本が必須ですか。	原則、原本が必要です。 ただし、運営法人が同一の複数の事業所が申請書郵送時に同封して申請した場合に限り、原本は1通でも可とします。この場合でも、各申請書単位で添付書類としてコピーを添付してください。(添付様式第1-2号)提出書類チェックリスト(交付申請書)を参照。
A14	配置図や平面図がない場合はどうしたらよいでしょうか。	更新(新設)する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。
A15	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能です。
A16	「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。	必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。
A17	設置時の費用と回収(撤去・処分)時の費用は明確に分けて記載する必要がありますか？	分けて記載する必要があります。工事費の中に設置工事と撤去工事が混在している場合には、工事費全体を補助対象外経費として計算しますので、ご注意ください。
A18	対象経費と対象外経費が混在していた場合、補助金額はどうなりますか。	全体を補助対象外経費として計算し、交付決定します。
A19	運搬費・諸経費・工事費一式等をそれぞれ計上する場合、各費用の内訳の記載は必要ですか。	計上にあたっての項目及びその積算内訳(数量及び単価)を明らかにしてください。一式〇〇円と計上されており、内容が不明瞭の場合、追加で内訳の提出を求めます。
A20	要領にある、按分が必要となる場合とはどのような場合ですか。	設置工事と撤去工事が計上され、それらの工事にまとめて諸経費が計上されている場合などです。 「設置工事に係る諸経費が〇〇円、撤去工事に係る諸経費が〇〇円」と分けて計上。 分かれていない場合には、全体の諸経費を補助対象外経費として計算します。
A21	足場費などの共通経費の按分の方法について、どのように考えたら良いですか。	例えば、共通経費である足場費などを15万円で1か月間組む場合において、撤去工事に10日、設置工事に20日を要する場合には、撤去工事として5万円、設置工事に10万円としてください。
A22	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との入れ替えは補助対象となりません。
A23	補助事業者が過去に購入したもの(在庫品)や中古品を補助対象として申請できますか。	補助対象外です。
A24	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。
A25	更新前後の設備の能力増減は求められますか。	設備の更新前後において設備の能力は同等であることが原則ですが、設備の更新前後において設備の能力を強化、又は低減、設備数を増加、又は減少させた場合でも、最終的にエネルギーコストが削減される場合は、申請することができます。ただし、能力強化や台数増減に関する理由書を求められ、内容によっては補助対象外となる場合があります。
A26	複数の対象事業所が1つの施設に入居している場合で、共用スペースに導入する場合の申請はどのようにしたら良いですか。	共有スペースについては、事業所ごとの合理的な基準により按分の上、事業所ごとに申請してください。ただし、1つの事業所が共有スペースに係る費用等を全て負担している場合などはこの限りではありません。 按分方法の一例は要領16ページ中段を参照してください。

	A27	事務室など直接業務と関係の無い間接部門のみに設備を導入する場合も対象となりますか。また、その場合の補助率は。	対象事業所内の部屋による区分は設けていないため、直接・間接部門によらず事業の用に供していれば対象となります。また、補助率は申請する対象事業所の区分によります。
	A28	同法人の医療施設と福祉施設が1つの施設に入居している場合で、光熱費等の負担一切を医療施設が行っている場合、福祉施設に導入する設備の申請方法は異なりますか。また、その場合の補助率は。	申請者（＝法人）と費用負担者（＝医療機関）と補助対象事業所（＝福祉施設）が異なる事例ですが、「申請者自らが、補助対象事業所におけるエネルギーコストを負担しており、今後も負担すること（要領8ページ）」としており、費用負担者の医療機関を法人の一部門と捉えれば、申請者が負担していると見なせるため、補助対象事業者を福祉施設とした申請は可能です。なお、本事例の場合は補助率は4分の3以内が適用されます。
	A29	店舗併用住宅に省エネ設備を導入する場合は、補助対象となりますか。	店舗併用住宅に省エネ設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象とします。
	A30	事業実施期間終了日は、工事完了日ですか。	工事だけでなく、工事、施工業者への支払、既存設備撤去・処分等の内、最も遅い日です。
	A31	年間エネルギーコスト削減効果を計算したところ8千円程度しか削減になりません。削減額の申請基準はありますか。	削減額については制限はなく、コストが減っていれば申請は可能です。ただし削減効果も採択の判断材料になる場合もあり、必ず交付決定になるとは言い切れません。
	A32	採用したい施工業者の見積金額が、相見積りよりも高かった場合はどうなりますか。	申請で採用する見積書は補助対象金額が低い業者です。どちらの施工業者を選択して工事を依頼するかは申請者の判断となりますが、補助金金額は低い業者の見積書で計算されます。
	A33	既存設備銘板の文字が経年劣化で読めません。	劣化した銘板写真で結構ですので提出ください。尚、既存設備の機種及び型番が特定できていない場合は、同年代同等品の仕様書を代替資料として提出、その旨を余白に記入してください。
	A34	申請書の提出はファイリングして送付しますか。	ファイリングは不要です。提出書類をチェックリスト順に並べ左上をホチキスで留めてお送りください。その際に提出書類は全てA4サイズに整理し、A3サイズはA4に折り込んでください。
	A35	照明器具を申請したいのですが数が多く写真撮影に時間がかかります。全ての器具について写真が必要ですか。	銘板写真は機器ごとに1枚で構いませんが、設置写真は台数分ご提出ください。（要領32ページ参照）尚、高所等の理由により申請時に銘板写真が提出出来ない場合はその旨余白に記入し、実績報告書に添付してください。
	A36	同機種の空調機を複数台申請したいのですが、銘板写真は1枚提出でよいですか。	空調機は同じ機種であっても、室外機、室内機共に申請台数分全ての銘板写真が必要です。なお、銘板写真は型式や製造番号等の文字が鮮明なものをご提出ください。
B省エネ設備について	B1	現在は Sii 登録されていませんが、設備業者からは、将来的に Sii 登録機器となる見込みと聞いています。このような機器を申請することは可能でしょうか。	申請できません。補助対象機器は、交付申請時において Sii 登録等の条件を満たしている必要があります。交付申請時点において登録されていない機器を申請することはできません。
	B2	Sii 登録設備の定義を教えてください。	本事業における Sii 登録設備は、「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)）の(C)指定設備導入事業の補助対象設備に登録されている設備」のみです。「令和5年度補正予算 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」など、他の Sii 事業に登録されている設備は補助対象となりません。
	B3	省エネ設備の補助対象設備の要件である省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることについて、どのように確認したら良いですか。	メーカーカタログ等に「省エネ法基準達成（※）」と記載があるものや、下のようなマークがあり、基準を達成した（100%以上）であることがわかるものが該当します。 （※）メーカーによって表現が異なる場合があります。
	B4	冷凍冷蔵設備には、「本体のみ」とある種別の機器がありますが、本体以外の部分についてもまとめてセット型番として Sii 登録されている機器があります。このような場合であっても、本体のみが対象ですか。	Sii 登録設備であれば、補助対象となります。本体以外の部分についても Sii 登録がされていることがわかる書類を提出してください。
	B5	内部に照明を設置した看板について、蛍光灯から LED 化するものは補助対象ですか。	内照式看板は補助対象外です。
	B6	照明設備について、既存の電球のみを LED へ更新する工事は補助対象ですか。	補助対象外です。電球のみの更新は、「照明設備」の更新ではなく、「消耗品」の交換と判断します。
	B7	デスクスタンドを LED 化するものは補助対象ですか。	建物等に設置するもので、つり下げ方、じか付け方、埋込み型及び壁付け方とするものが補助対象となります。デスクスタンドは補助対象外となります。
	B8	家庭用のエアコンを導入する場合は補助対象となりますか。	家庭用のエアコンを、業務の用に供する目的で使用する場合は、補助対象となります。例えば、福祉施設の個室に、家庭用のエアコンを導入して、業務の用に供する場合は対象となります。
	B9	灯油を使用するボイラを使っているが、業者に相談したところ、ガスの方が省エネになると言われました。灯油からガスへの変更は補助対象ですか。	補助対象となります。灯油（L）とガス（m ³ ）のエネルギー比較ができないため、設備設置業者等にエネルギー消費量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギーコストが削減されることがわかる資料を提出してください。例：熱量（GJ）に換算し、同一単位で比較するなど。
	B10	冷蔵庫から冷凍庫への更新は可能ですか。	同一目的での更新ではないため対象外です。冷蔵庫から冷凍冷蔵庫への更新も、機能が追加されるため対象外です。
	B11	電気式空調の更新を検討していますが、現在使用している空調は冷房専用の設備であり、暖房は別にガスヒーターを使用しています。冷房だけでなく、暖房機能もある電気式空調へ更新することは可能でしょうか。	暖房は引き続きガスヒーターを使用する場合、暖房機能は既存のガスヒーターを活用することを明らかにした上で、冷房の電力消費量が減少することをお示しください。なお、冷房専用設備とガスヒーターを処分して、冷暖房の機能を有する電気式空調機への更新は、補助対象外となります。ただしトータルの電気使用量が減少する場合はその限りではありません。
	B12	空調の更新について、仕様書やカタログを元に定格消費電力を比較すると、導入予定の設備は、既存設備よりも電気消費量が増加してしまいますが、補助対象となりますか。	設備設置業者等に年間電気使用量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギーコストが減少することがわかる資料を提出していただき、消費電力が減少すると認められれば対象となります。
C再エネ設備について	C1	既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合、補助対象となりますか。	次の①、②のいずれかに該当する場合は、蓄電池の設置に係る部分だけは補助対象となります。 ①既存の太陽光発電設備が売電を行っていない場合 ②既存の太陽光発電設備が売電を行っているが、売電契約を解除し、自家消費型太陽光発電設備に切り替える場合 (補助対象範囲は蓄電池本体と設置に必要な部品等のみで、その他パワーコンディショナー等周辺機器は対象外です)
	C2	既存の太陽光発電設備の更新は、どの設備まで対象となりますか。	パネルの更新が補助対象となりますので、パワーコンディショナー等の部品のみ更新は認められません。ただし、パネルの更新と一体でパワーコンディショナー等の他の部品を併せて更新する場合は、対象となります。
	C3	太陽光発電設備を設置するために整地が必要な場合は、どの程度まで補助対象となりますか。	補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。補助対象外となる例は、草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良工事の費用、残土の処理費用などです。
	C4	屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事は補助対象になりますか。	屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事に要する費用は、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象経費となりません。
	C5	既存の太陽光発電の東京電力との契約が、春や秋の電力消費の比較的小さい時期に、東京電力に自動的に買い取ってもらえるような契約になっています。これに蓄電池を追加設置する場合、対象となりますか。	補助対象外です。ただし、東電との契約を解除して、逆潮流を防止する装置を備えること等、補助条件を満たすように変更契約等をするのであれば、補助対象になる可能性もあります。
	C6	ポータブル型の蓄電池は補助対象ですか。	補助対象外です。
	C7	太陽光発電設備について、処分制限期間内において、売電することは可能ですか。	売電はできません。売電をする場合は、申請要領に規定する目的外使用に該当するため、承認申請の上、補助金の返還等の手続きが必要となる場合があります。
	C8	自社の敷地や屋根などのスペースを貸し、所有や管理は他社が実施する太陽光発電設備（PPA）を導入したいのですが、補助対象ですか。	申請者以外の者が所有者となる設備は補助対象となりません。補助対象事業所の敷地内に設置し、申請者自らが所有者となる太陽光発電設備及び蓄電池が補助対象となります。
	C9	太陽光パネルと一体型のカーポート（ソーラーカーポート）は補助対象ですか。	太陽光発電設備の補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。建屋、構築物、簡易建物等の取得に要する経費、設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用は補助対象外ですので、経費の内訳を明らかにしてください。

	C10	太陽光発電設備において、電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認の届出は、補助金交付の条件ですか。	電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認については、補助金交付の条件ではありません。ただし、条件を満たす場合には届出が必要となりますので、使用前に適切に届出をしてください。
	C11	太陽光パネルの設置について、「関係法令及び山梨県の条例・規則等を遵守」とありますが、補助金交付決定通知を受領したということは、このような手続きが完了したと認識して良いですか。	本補助金の交付決定通知の受領をもって、関係法令や条例等の手続きが完了したとの認識は誤りです。交付決定においては、「法令及び条例等の規定を遵守すること」を補助金の交付の条件としていますので、申請者自身が、あらかじめ関係法令及び山梨県の条例・規則等を確認し、手続きを行った上で、事業を実施してください。交付決定があった場合であっても、後日、必要な届出や許認可等がなされていないことが判明したときは、補助金は支払いません。また、法令等に基づき、設備の撤去を求められることがあります。
	C12	関係法令及び山梨県の条例・規則等に基づく届出や許認可等を、交付申請より前に実施した場合、事前着手となりますか。	事前着手には当たりませんので、交付申請より前に確認し、手続きをすることは可能です。例えば、野立ての太陽光発電施設を設置する場合、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」では、設置する前に届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください(問合せ先：森林環境政策課 055-223-1503)。 https://www.pref.yamanashi.jp/kt-rinmuk/taiyoukoujourei.html
	C13	既存カーポートの上に太陽光を新設したいが、建物登記はしていません。建物でなく土地の登記事項証明書提出でよいですか。	土地の登記事項証明書で申請は可能ですが、既存建築物が建築基準法等に適合するものに限ります。また、追加で別途資料提出を依頼する場合があります。
	C14	太陽熱温水器と補助熱源設備としてボイラーを一緒に設置したいのですが、申請区分はどのようになりますか。	太陽熱温水器は「再エネ」区分で、ボイラーは「省エネ」区分で申請してください。見積書も「再エネ」「省エネ」で分けてください。
D実績報告書について	D1	除却（廃棄等）したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、除却したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	申請者以外が作成した、除却したことがわかる書類を提出してください。例として、設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分（廃棄）証明書、最終処分したことがわかるマニフェストなどが考えられます。
	D2	設備を新たに計上したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、新たに計上したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	新たに計上したことがわかる書類として、取得財産管理台帳を作成・管理していただきますので、管理台帳を提出してください。取得財産管理台帳の様式は、本補助金のホームページの補助金申請要領等にExcel形式で掲載してあります。
	D3	実績報告書に添付する納品書は、発注・契約した工事施工業者以外の者の名称で作成・発行したもので良いですか。	契約書や請求書記載の工事施工業者とは異なる設備業者等の名称で作成・発行した納品書は、契約、納品、請求の関係性が把握できないため、受け付けできません。発注・契約した工事施工業者の名称で作成・発行した納品書を提出してください。また、発注書や契約書等と同様に、納品書には納品した設備や工事内容を明記してください。
	D4	支払い方法の条件はありますか。	交付申請者自らが、銀行振込により、施工業者へ支払いが行われる場合が対象です。なお、実績報告書提出までに全額支払ってある必要があります。
	D5	実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか。	実績報告書を受領した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。また、交付決定通知に記載のある日付までに実績報告書の提出がない場合、補助金はお支払いできません。
	D6	概算払いのスケジュールを教えてください。	概算払いを受けようとする日から1か月前までに、補助金概算払請求書（様式第9号）に必要な書類を添付して事務局へ提出してください。
	D7	銀行振込による支払証明書としてネットバンキングの振込記録を添付します。いつの段階の資料を添付しますか。	振込完了後の資料をご提出ください。処理日時が振込受付時の資料は無効です。
	D8	発注書、契約書がない場合はどうしたらよいですか。	本事業では必ずどちらかの書面が必要となります。発注時に必ず作成してください。なお、注文請書は代替書類とはなりません。
	D9	代金の2回分割払いは対象になりますか。またその際に請求書は2枚必要ですか。	事業実施期間内に全額の支払いが済んでいるのであれば対象です。請求書は2枚必要です。
	D10	施工前の写真は申請時に提出していますが、再提出が必要ですか。	施工前と施工後の比較のため、申請時と同一写真を再度ご提出ください。